

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第7条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月6日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類通知年月日及び帳票整理番号
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市行財政改革部（問合せ先 税制課）
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり

公示送達リスト

通知年月日	帳票整理番号	氏名
令和8年8月25日	104658	衣笠 隼斗
令和8年8月27日	105379	衣笠 隼斗